

【法令に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち、規則で定めるもの】

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けて行う行為
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2又は第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う行為
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可を受けて行う行為
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けて行う行為（当該許可に係る面積が3,000平方メートル未満の場合（当該許可に係る土地と一団と認められる土地の区域において、当該土地の埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が3,000平方メートル以上となる場合を除く。）に限る。）
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は同法第76条第1項の許可を受けて行う行為
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う行為
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を受けて行う行為
- (9) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可を受けて行う行為
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けて行う行為
- (11) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を受けて行う行為
- (13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為
- (14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業又は同法第66

条第1項の許可を受けて行う行為

(15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を受けて行う行為

(16) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を受けて行う開発行為

(17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可を受けて行う行為

(18) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第8条第1項の許可を受けて行う行為

(19) 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）第16条第3項の許可を受けて行う行為

(20) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の許可を受けて行う行為

(21) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第14条第4項の許可を受けて行う行為

(22) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けて行う行為

(23) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第2条第1項の許可を受けて行う行為

(24) 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成16年条例第59号）第5条第1項の承認又は同条例第7条第1項の許可を受けて行う行為